

令和2年流山市教育委員会議第7回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年7月30日(木曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時15分
- 2 場 所 流山市役所 第1委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 堀内 博
委 員 割田 由佳
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 菊池 智之
学校教育部長 前川 秀幸
生涯学習部長 飯塚 修司
教育総務部次長兼学校施設課長 大塚 昌浩
学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一
生涯学習部次長兼生涯学習課長 中西 直人
教育総務課長 大川 裕
指導課長 松山 秀行
いじめ防止相談対策室長 中曾根 仁史
スポーツ振興課長 佐藤 慎一郎
公民館長 鶴巻 浩二
図書館長 新倉 英之
博物館長 小栗 信一郎

7 事務局職員 教育総務課長補佐 川名 健二
教育総務課庶務係長 矢代 薫
教育総務課主事 石戸 寛論

8 議案等

議案第 38 号 令和 3 年度使用小学校中学校用教科用図書の採択について
議案第 39 号 一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
議案第 40 号 流山市 I C T 教育推進委員会の設置及び運営に関する要綱の制定につ
いて
議案第 41 号 流山市 I C T 教育推進顧問の設置に関する要綱の制定について
報告第 6 号 臨時代理の報告について（教育財産の目的外使用）
報告第 7 号 臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

9 議事の内容

（開会 午前 10 時 00 分）

田中教育長	ただいまから、令和 2 年流山市教育委員会議第 7 回定例会を開会します。 まず、令和 2 年流山市教育委員会議第 6 回定例会の会議録をお配りして おりますが、御意見、御指摘などございますか。 (特になし との声あり)
田中教育長	特になしということですので、承認することにいたします。 ここで、議事日程の追加があります。 議事日程の追加について、議案第 40 号「流山市 I C T 教育推進委員会の設 置及び運営に関する要綱の制定について」及び「流山市 I C T 教育推進顧問の 設置に関する要綱の制定について」を議事日程に追加することに御異議ありま せんか。 (異議なし との声あり)
田中教育長	御異議なしと認めます。 よって議案第 40 号及び議案第 41 号は議事日程に追加し、議題とすること

に決しました。

これより議事に入りますが、議案第38号「令和3年度使用小学校中学校用教科用図書の採択について」は、令和2年3月27日付けの文部科学省からの通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」により、教科書採択については、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな審議環境を確保する必要があるとされています。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項の規定により、教科書の採択は、教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされており、同期日までは採択の結果が他市の採択に影響を与える可能性があるため、非公開としたいと考えています。また、議案第39号「一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。また、議案第40号「流山市ICT教育推進委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について」及び議案第41号「流山市ICT教育推進顧問の設置に関する要綱の制定について」は、その他関係機関との協議等を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。

よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

報告第6号「臨時代理の報告について（教育財産の目的外使用）」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

学校施設課長

(東京電力パワーグリッド株式会社より、大畔地区新設中学校への電気及び電気通信供給に必要な本柱等を、同校敷地の一部に設置したい旨申請があったことから、教育財産使用許可について臨時代理した旨の説明)

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、報告第6号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって報告第6号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、報告第7号「臨時代理の報告について(和解及び損害賠償の額の決定)」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

公民館長

(公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について臨時代理した旨の説明)

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、報告第7号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって報告第7号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。学校施設課からお願いします。

学校施設課長

(学校施設だよりについて、おおぐろの森小学校及び(仮称)おおぐろの森中学校の校章デザインの決定について、市野谷地区新設小学校建築設計業務受託者について報告)

田中教育長

以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。
続きまして、先ほど非公開と決定しました議案の議事に入ります。

(傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第38号「令和3年度使用小学校中学校用教科用図書採択について」
学校教育部長、指導課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(質疑)

(問) 令和3年度の中学2、3年生について、数学は従来使用していたものから新しい発行者のものに替え、英語と道徳については、今まで使用していたものと採択地区協議会が採択したもののどちらにしても良いが、検討した結果、採択地区協議会が採択したものに替えることにした、ということだったが、これについては、同じ採択地区協議会の松戸と野田も同じような形なのか。

(答) 各市の方で採択を行ってよいということだ。

(問) そうすると、同じ採択地区協議会の中でも松戸と流山で第2学年、第3学年については違う教科書を使うということもあり得るということか。

(答) 各市の教育委員会議にて採択が行われるということになる。

(問) 採択地区協議会というのは、この3市では共通の教科書を使おうということで設定されているので、各市それぞれの判断で、ということになると、例えば、社会の教科書を採択地区協議会ではこちらを採用したが、流山はこちらにした方がいいのではないかと、という議論は、協議会がある以上想定されていないと思う。この中学第2学年、第3学年については、例外的ということ解釈してよいのか。

(答) そうではなく、数学については新しい発行者の教科書を使用し、英語と道徳については、令和3年度に中学第2学年、第3学年になる生徒については、採択権者の判断により、採択変更前の発行者の新版教科書を給与することも可能である、という形になる。

(問) 数学と、英語・道徳の違いを教えて欲しい。英語と道徳は替えても替え

なくてもよく、数学は替えなければならないというその違いは何なのか。数学の教科書が替わるとなると、混乱もあるのではないかと思う。

(答) 英語、道徳以外の教科については学年ごとに指導内容が異なるが、英語と道徳については3学年分の指導内容が一体となっており、1～3学年の区切りがそれぞれの教科書によって違うため、この2教科の教科書については各市に任されたという経緯がある。

(問) 流山市としては、数学、英語、道徳については採択地区協議会で新しく採択された教科書を活用するということでよいのか。

(答) 流山市教育委員会でも検討し、内容、構成面においてはどの発行者のものも大きく変わっており、採択された教科書を使用した方がよいだろうと考えている。

(意) 英語の教科書は登場人物がいて、3年間それを追いかけるようなストーリー性があるので、一貫性を持たせるために2、3年生は従来使用していた発行者の教科書を使用してもよい、ということだと理解している。生徒が違和感を持つようなことがなければ、別の発行者の教科書を使用してもよいのではと感じる。

(意) 登場人物も含め、内容、構成が大きく変わることは確かだ。しかし、今後子どもたちの学びに必要なデジタル教科書を用いて、子どもたちに分かりやすく指導していくということを考えると、4年間使用できる新版のものを使用したいと考えている。

(問) 新しい教科書に替えても、子どもたちが戸惑うようなことはないということで大丈夫か。

(答) はい。学びやすくするために、今まで採用していなかったデジタル教科書をテレビ画面等で映しながら行うことにより、より英語の学習を支援していきたいと考えている。

(意) 1年生で学ぶ文法項目と2年生から学ぶ文法項目は同じということなので、そこは問題ないと思う。単語については、2年生になって教科書を開いたら、習ってない単語が新出単語になっていない、といった問題が出てこないような工夫を発行者がやってもらえるとありがたいと思う。

(意) その教科書の良さというものが絶対あると思うので、指導する側がうまく導いてあげればよいと思う。

議案第39号「一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第40号「流山市ICT教育推進委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について」

学校教育部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 発足はいつか。

(答) 8月1日を目指している。ICT教育推進委員会を早期に発足し、子どもたちのタブレット端末等の協議だけではなく、今後の活用についてということで回数を重ね、御助言、御指導いただけたらと考えている。例えば端末の保証・サポート体制についてだとか、配布された端末を有効的に授業で活用できるよう、教職員の研修等を含めたスキルの向上などを早期に行うため、学識経験者の助言をいただきながら取り組むために、本推進委員会の設置及び運営に関する要綱をとりまとめた。

議案第41号「流山市ICT教育推進顧問の設置に関する要綱の制定について」

学校教育部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 顧問の方の目途はついているのか。

(答) 大学の先生にお声かけし、御協力いただけることになっている。

田中教育長

以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。その他協議する事項があればお願いします。

いじめ防止相談対策室長

(重大事態案件に関する被害者側意見書の提出について)

田中教育長

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

事務局

次回の教育委員会議は、8月27日(木曜日)、午前10時からとしたいと思いますが、いかがでしょうか。場所については、後日お知らせいたします。

(次回の日程協議)

田中教育長

それでは、次回の教育委員会議は、8月27日（木曜日）、午前10時から開催することとします。

以上で、令和2年流山市教育委員会議第7回定例会を終了します。

（閉会 午前11時15分）